墨田区手数料条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改正案	現 行
別表 1・2 〔略〕	別表 1・2 〔略〕
3 建築・都市計画・土木関係 番 事 務 名 称 額 徴収時 明 期	3 [同左] 番 事 務 名 称 額 微収時 明
1 ~ (略) 47	1 ~ [略]
都市計画法 第8条第1 頂第3号に 掲げる高度 地区に関す 3都市計画 に基づく建 築物の高さ の最高限度 の特例の認 定の申請に 対する審査 1件につき 00円 3建築物 高さの 時例認定 特例認定 申請手数 料 160 認定申 5。	〔新設〕
都市計画法 高度地区 1件につき 160 許可申 第8条第1 内におけ 項第3号に 掲げる高度 地区に関す 特例許可 自請手数 に基づく建 繁物の高さ の最高限度 の特例の許可の申請に 対する審査	〔新設〕
都市計画法 [略] [略] (略] 第29条第 1項又は第 2項の規定 に基づく開 48 発行為の許可の申請に 対する審査	都市計画法 (昭和43 年法律第1 00号)第 29条第1 48 項又は第2 項の規定に 基づく開発 行為の許可 の申請に対 する審査
49 ~ [略] 71	49 ~ 71 略]

付 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。